



(公 印 省 略)
介高第1312-21号
令和2年8月19日

関 係 各 位

群馬県健康福祉部
介護高齢課長 島田 和之

令和2年度介護支援専門員専門研修の中止及び規模縮小に伴う
介護支援専門員の資格期間に係る臨時的取扱いについて

日頃より本県の介護保険制度運営に御理解・御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

令和2年度介護支援専門員専門研修については、専門研修課程Ⅰを中止とし、専門研修課程Ⅱの規模を縮小して実施することといたしました。

ついては、本対応をとるにあたり、介護支援専門員の資格期間についての取扱いを下記のとおりとしますので、御承知おきください。

記

1 臨時的取扱いの内容

通知の発出日時点で有効な介護支援専門員証を有している場合（主任介護支援専門員を除く。）、介護支援専門員証の有効期限を一律で3年間延長することとする。

なお、臨時的取扱いの適用期間中であっても、法定研修受講可能な環境が整った場合にはできる限り速やかに受講することとし、更新後の介護支援専門員証の有効期限は、臨時的取扱い適用後の有効期限から5年間とする。

2 留意事項

本臨時的取扱いの適用にあたり手続きは必要ありませんが、有効期限満了を迎えた介護支援専門員証を提示する際には、本通知も併せて提示してください。

担当：企画・介護保険係 豊嶋
電話：027-226-2562（直通）